

「九条を千代に八千代に伝えたい」
も、福祉も、環境もなくなる――

――戦争が始まれば、人権

◆右の標題は、ある新聞に掲載された「川柳」です。
九条とは、もちろん「日本国憲法・第九条：戦争放棄」のことです。

今、日本国民は、「戦争をしない国」から「戦争をする国」への選択を迫られている中で、「君が代は、千代に八千代に」ではなく、「第九条を、千代に八千代に」と、世界平和を心から願う正しい認識には、ホレボレするほどです。本当に「国民を守る」のは、「君が代」でも「自衛隊（軍隊）」でもありません。かつての「大日本帝国軍隊」は、国民を守ったでしようか。「戦艦大和」は、三千名にも及ぶ尊い命を、海底深く道連れに沈没しました。「大日本帝国軍隊」は、日本国民とアジア諸国民の命を、何百万、何千万と奪い取り、不幸と悲しみを与えただけではありませんか！
国民を本当に守るのは「平和」だけです。世界の人々と心から仲良くし、敵を作らないことです。特に、近隣諸国とは、親戚以上に仲良くすることです。これが、我が日本国「憲法・第九条」の精神です。

◆「恐ろしいことを知らない恐ろしさ」

これも、別の新聞に掲載された「川柳」です。「恐ろしいこと」とは何でしょうか。茨城県東海村の民間ウラン加工施設で起きた「臨界事故」です。「原子力発電」なども、死と隣り合わせの「恐ろしいもの」であることを、改めて知りました。

と同時に、「盗聴法」も、「ガイドライン法」も、「国歌・国旗法」も、人間から平和や人権や主権を奪う「恐ろしい法律」です。

知らないうちに、子や孫が戦争で死んだり、獄に入れられたり、天皇の臣民にされてしまう時代が、すぐ近くに迫っているのではないでしようか。

◆「この次の国会何が通るやら」：大増税か、憲法改悪か、有事立法か？

「世紀末 思わず政治 今防げ」：「自・自・公」暴走国会を憂う。

「子や孫が ホントに可愛いけりゃ 今守れ」：次の選挙で落としてしまえ！

一九九九年十月十日（日）第三九二回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一〜十五